

『桑幡家文書』所収「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」に関する一考察

日隈正守*

(2015年10月27日 受理)

One consideration about the unknown date of Osumi Shohachimangu circumstances

HINOKUMA Masamori

要約

本稿では、大隅（国）正八幡宮社家桑幡家に伝わる文書の中で「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」について同史料の内容とその作成時期について考察した。その結果「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」は南北朝初期における大隅正八幡宮の状態を記載したと考えられること、暦応二年（一三三九年）十一月に大隅正八幡宮殿上・講衆達が本家石清水八幡宮に訴状を提出する際、添付文書として作成されたと考えられることを明らかにした。

キーワード：大隅(国)正八幡宮、桑幡家文書、年月日不詳大隅正八幡宮神社次第、石清水八幡宮

はじめに

「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」は、大隅（国）正八幡宮の最古の社家である桑幡家⁽¹⁾に伝来する文書に収められ、現在に至るまで数度刊行されている⁽²⁾。「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」には大隅正八幡宮の祭神や末社・神宮寺等が記載され、大隅正八幡宮について調べる上で貴重な史料である。私も「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」の存在を知ると⁽³⁾、同史料に記載されている大隅正八幡宮の末社配置から、大隅正八幡宮の社領拡大過程について考察してきた⁽⁴⁾。しかし「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」が作成された時期や経緯等について考察したことはなかった。

* 鹿児島大学教育学系 教授

本稿では、「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」の作成された時期・経緯や記載内容について考察していきたい。

(一)「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」について。

本章では「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」が作成された時期について考察していく。「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」の作成時期を確定するためには、「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」の記載内容を分析する必要がある。まず「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」の全文を史料①として掲げる⁽⁵⁾。

史料①

注進 当社本地垂跡之事
 正八幡宮三所大菩薩 神社次第
 本宮御宝殿
 一字三所御坐マス
 一、東 本地聖観音 垂跡女体
 二、中 本地釈迦如来 垂跡法体
 三、西 本地阿弥陀 垂跡俗体
 同若宮殿一字四所御坐

四所本地 普賢 文殊 垂跡童男 童女
 地蔵 龍樹 御身異説多也云、

武内本地十一面観音異説毘沙門垂跡大明神

早風本地馬頭観音垂跡隼人打給御鉾也

両社本地大日如来異説聖観音

左右善神王本地^{北多門天}
^{南持国天}

左右三社本地^{左二字黒長菩薩} 馬鳴菩薩^{マウ}
^{右一字大日如来}

同石体社^{ヨリ丑寅角ニ天承二天始テ石上ニ}
^{奉見頭ニ八幡之銘字金色ニ云云}

四所別宮^{始良庄} 荒田庄
^{栗野院} 蒲生院

同其以後 鹿屋恒見若宮 吉田院善神王 加治木若宮善神王 称寝院若宮

一、諸堂塔 一、浄土院 社頭近辺

法華三昧堂尺迦三尊像御願所昼夜ニ時ヲ打也

弥勒寺 大多羅知女御坐ス 御願所

東堂院薬師 三体堂大日尺迦弥勒皆金色

釈迦堂尺迦皆金色丈六并普賢文殊丈六

迎接堂^{カウシウ} 来迎等身弥陀并三尺之廿(二十)五菩薩

新堂採色弥勒菩薩

四王堂 東方持国天 南方広目天
西方增長天 北方多門天

九体堂 皆金色丈六 阿弥陀九体并
八尺觀世音 勢至仏像

十体堂 五大力五体 千手觀音 馬頭觀音
不空羂索 愛染明王 大威徳明王

百堂 宇別二門 宇別仏像 菩薩像 羅漢像
各一体 拱 以上百仏百菩薩 百羅漢像

一切経蔵七重石塔 在四天王石像 左金剛力
大門一字二王 右力士

一、御四至境内所々

東方 最勝寺 薬師 靈験所 同新堂阿弥陀像

南方 法楽寺 觀音像 御願所

西方 朝日寺 觀音像 靈験所

北方 ^{エミノ} 咲隈寺 觀音像 靈験所

西光寺 阿弥陀堂

山王御社 山寺在、

放生会 ^{ノウチ}ノ大路ニ五重ニ三基ノ石塔有四天王ノ石像在

和銅元年 ^{辛卯} 七月十一日

正八幡三所大菩薩ト顕給也、同御名号

南無護国靈験威力神通大自在王菩薩

礼拝文

南無婦命頂礼海竜菩薩鑑鏡如意宝珠権現在大士等

史料①の冒頭には、「注進 当社本地垂迹之事 正八幡宮三所大菩薩 神社次第」と記載されている。当社（大隅正八幡宮）に祀られている祭神の本地仏についてまず記載されている。大隅正八幡宮には三体の祭神が祀られていて、「三所大菩薩」と記載されていることから八幡神の神仏習合的性格の強さが確認される。

大隅正八幡宮に祀られている祭神の本地仏は、史料①に「本宮 御宝殿 一字三所御坐マス 一、東 本地聖觀音 垂迹女体、二、中 本地釈迦如来 垂迹法体 三、西 本地阿弥陀 垂迹俗体」と記載され、大隅正八幡宮宝殿の女体に垂迹した聖觀音、僧形に垂迹した釈迦如来、束帯姿に垂迹した阿弥陀如来が安置されている。

次に当宮（大隅正八幡宮）境内・境外末社と各末社の本地仏について記載されている。境内末社とそこに安置されている本地仏としては、若宮殿は普賢菩薩・文殊菩薩・地藏菩薩・竜樹菩薩の四体、武内社は十一面觀音菩薩（異説毘沙門天）、早風社は馬頭觀音、両社は大日如来（異説聖觀音）、左右善神王社は多聞天と持国天、左右三社は各々黒長菩薩、馬鳴菩薩、大日如来である。

この他史料①には、境内末社として天承二年（一一三二年）「八幡」二字の金色銘を刻んだ石体を祀った石体社が記載されている。

史料①に記載されている大隅正八幡宮の境外末社としては、始良庄・（薩摩国）荒田庄・栗野院・蒲生院に置かれた大隅正八幡宮の四所別宮、その後には置かれた鹿屋恒見若宮、吉田院善神王、加治木若宮、加治木善神王、称寝院若宮が記載されている。

史料①に記載されている大隅正八幡宮の諸堂塔は、社頭近辺に位置する浄土院、釈迦三尊像御願所である法華三昧堂、大多羅知女（神功皇后）を安置している弥勒寺、薬師如来を安置した東堂院、金色の大日如来・釈迦如来・弥勒菩薩を安置した三体堂、金色の丈六釈迦如来と丈六の普賢菩薩・文殊菩薩を安置した釈迦堂、来迎引接の際に浄土に導く弥陀や三尺の二十五菩薩を安置した迎接堂、彩色弥勒菩薩を安置した新堂、持国天・広目天・増長天・多聞天四体を安置した四王堂、金色丈六阿弥陀如来九体と八尺の観世音菩薩や勢至菩薩等の像を安置している九体堂、五体の五大力明王や千手観音・馬頭観音・不空羂索観音・愛染明王・大威徳明王計十体を安置した十体堂、百仏・百菩薩・百羅漢を安置した百堂、四天王石像や金剛力士像等が安置されている一切経蔵七重石塔や大隅正八幡宮境内境界線上に位置する最勝寺・法楽寺・朝日寺・咲隈寺や西光寺・阿弥陀堂、山王御社、山寺等が記載されている。

最後に放生会の沿道に三基の五重塔や四天王像があることや放生会の起源、礼拝文が記載されている。しかし注進された年月日や注進者名の部分は欠落している。故に注進された時期は不明である。

史料①には、大隅正八幡宮祭神の本地仏や境内・境外末社、諸堂塔等が記載されている。大隅正八幡宮の状態が詳述されている。史料①は大隅正八幡宮を理解する上で、他の史料からは窺えないことを知ることが出来る。次章では、この史料①（年月日不詳大隅正八幡宮神社次第）の内容と成立時期について考察していきたい。

（二）「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」の内容分析

本章では、史料①（「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」）の内容を分析していく。まず史料①に記載されている内容がどの時期のことであるかを考察していく。

史料①には大隅正八幡宮祭神の本地仏として、女体に垂迹した聖観音、僧形に垂迹した釈迦如来、東帯姿に垂迹した阿弥陀如来が記載されている。

大隅正八幡宮祭神の本地仏に関する史料として、天文二十年九月吉日付大隅正八幡宮尊体注文がある⁽⁶⁾。同史料を史料②として以下に掲げる。

史料②

大隅国桑原郡宮内 正八幡宮御尊体之事

一間 俗体冠也、黒装束、持物尺也、御タケ一尺二寸 居タケ也、御畳三寸、

御本地立像聖観音御タケ八寸、持物花 女体御タケ同 持物付也、

二間 釈尊^{立像八寸} 俗体同前、女体持物^{同前}、御タケ同也

三間 阿弥陀^{同八寸} 俗体装束紫、御タケ同前、女体持物^{同付也}、何^モ金也

御本地作立在様如此、口伝有之

天文廿年九月吉日

大仏師法印

康運（花押）

桑幡豊後守殿
参

三角道家江渡申候

史料②に記載されている大隅正八幡宮の祭神の本地仏は、聖観音・釈尊立像・阿弥陀如来である。史料①に記載されている大隅正八幡宮祭神の本地仏は、前述のように「聖観音・釈迦如来・阿弥陀如来」である。史料①大隅正八幡宮祭神の本地仏に関する記載と史料②大隅正八幡宮祭神の本地仏に関する記載とがほぼ一致することから、大隅正八幡宮祭神の本地仏に関する史料①の記載は、中世後期の状態を示していると考えられる。

次に史料①の中の大隅正八幡宮神宮寺に関する記載について考察したい。史料①に記載されている大隅正八幡宮に附随している堂塔は、浄土院、弥勒寺、最勝寺、法楽寺、朝日寺、咲隈寺、西光寺、法華三昧堂、東堂院、釈迦堂、迎接堂、最勝寺新堂、新堂、四王堂、九体堂、十体堂、百堂、一切経蔵七重石塔等である。

大隅正八幡宮の神宮寺に関する史料として、年月日不詳大隅正八幡宮所領目録断簡がある⁽⁷⁾。同目録断簡は、鎌倉後期に作成されたものと考えられる⁽⁸⁾。同目録断簡を史料③として以下に掲げる。

史料③

始良大般若御庄^{田数五十余町}

鹿屋恒見名田^{六丁余}、

所当官物^{弁济国庫}

桑西郷御服所^{田数六二}

同西郷宮吉名田^{八丁許}

所当官物^{弁济国庫}、苧桑等宮御領

帖佐西郷^{田数百五十丁許}

所当官物^{弁济国庫}、苧桑島地子宮御領、

蒲生院^{田数五十丁許}

所当官物^{弁济国庫}、苧桑島地子宮御領、

麿子嶋宮所

麿子城嶋

宮御領

東西両方各牧并苧桑島地子

一、神宮寺

三体堂 寺領桑東郷田畠山野田二十丁許

九体堂 寺領竹志小山田田数十八丁許

釈迦堂 寺領蒲生形(所カ) 領田数八町許

西光寺 寺領桑西郷二

法楽寺 散在寺領十町許二

四王堂 寺領田二丁
在小川院

迎接堂 寺領田二丁
在小川院

十体堂 寺領田二丁許
在桑東郷

弥勒寺 田畠

最勝寺新堂 寺領田畠在桑西郷加礼川村

但、於寺領所当者仏聖二口毎月講演僧供宛之

一、万得名田

小川院田畠山野田数百五十丁許

所当官物并济国庫、苧桑島地子宮御領、

桑東郷田数十余丁

所当官物并济国庫、苧桑島地子宮御口(領)

桑西郷田数八丁許

所当官物并济国庫、苧桑島地子宮御領、

帖佐東郷辺川田数二町」

史料③に記載されている大隅正八幡宮神宮寺は「西光寺、法楽寺、弥勒寺、三体堂、九体堂、釈迦堂、四王堂、迎接堂、十体堂、最勝寺新堂」である。史料①と史料③とを比較すると史料③に記載されている「西光寺、法楽寺、弥勒寺、三体堂、九体堂、釈迦堂、四王堂、迎接堂、十体堂、最勝寺新堂」は史料①に全て記載されている。史料①に記載された寺院や堂塔には、鎌倉後期に存在していたものもあると考えられる。

しかしながら史料①に記載されていて史料③に記載されていない寺院や堂塔も多い。史料①に記載されていて史料③に記載されていない寺院や堂塔としては「浄土院、法華三昧堂、東堂院、新堂、百堂、一切経蔵、最勝寺、朝日寺、咲隈寺、阿弥陀堂」等がある。史料③は大隅正八幡宮の神宮寺を書き上げたものであるから、神宮寺として位置づけられていない堂塔は記載されていないと考えられる。このことも踏まえた上で史料①に記載されていて史料③に記載されていない寺院や堂塔のことも考える必要がある。

大隅正八幡宮に附随する寺堂塔を知ることが出来る史料として、暦応二年（一三三九年）十一月 日付大隅正八幡宮講衆・殿上等訴状、「一、当社神宮寺浄土院仏閣等任先例可被修造事」項がある⁽⁹⁾。同訴状「一、当社神宮寺浄土院仏閣等任先例可被修造事」項に記載されている大隅正八幡宮に附随している寺院や堂塔としては、「当社（大隅正八幡宮）神宮寺浄土院、弥勒寺、東堂院、最勝寺、三体堂、九体堂、迎接堂、四王堂、釈迦堂、百堂、新堂、二王堂、鐘楼、経蔵、法楽寺、最勝寺新堂」等が記載されている。

この中で弥勒寺については、「右、諸堂内弥勒寺者、建宮最初之霊場、当社無双之精舎也」と記載されていて、大隅正八幡宮が建立されて以来宮内において最も中心的な寺院であったことが示されている。

また暦応二年（一三三九年）十一月 日付大隅正八幡宮講衆・殿上等訴状、「一、当社神宮寺浄土院仏閣等任先例可被修造事」項に見える上記の寺院や堂塔は、大風により破損し当該期造営中であることを考えると、南北朝初期以前から存在していた可能性がある。

暦応二年（一三三九年）十一月 日付大隅正八幡宮講衆・殿上等訴状「一、当社神宮寺浄土院仏閣等任先例可被修造事」項と史料①に記載されている大隅正八幡宮に付随する寺院や堂塔を比較してみると、史料①に記載されている寺院や堂塔は、法華三昧堂と朝日寺・咲隈寺以外は暦応二年（一三三九年）十一月 日付大隅正八幡宮講衆・殿上等訴状「一、当社神宮寺浄土院仏閣等任先例可被修造事」項に記載されている。史料①に記載されていて史料③に記載されていない大隅正八幡宮に付随する寺院や堂塔が「浄土院、法華三昧堂、東堂院、新堂、百堂、一切経蔵、最勝寺、朝日寺、咲隈寺、阿弥陀堂」等に上ること、前記のように暦応二年（一三三九年）十一月の時点で大隅正八幡宮神宮寺である浄土院が史料③に記載されていないことを踏まえると、史料①と鎌倉後期における大隅正八幡宮の状態を示すと考えられる史料③とは時期的な開きがある。史料①に記載がある寺院や堂塔の中で法華三昧堂・朝日寺・咲隈寺以外は暦応二年（一三三九年）十一月 日付大隅正八幡宮講衆・殿上等訴状「一、当社神宮寺浄土院仏閣等任先例可被修造事」項に記載されている。逆に暦応二年（一三三九年）十一月 日付大隅正八幡宮講衆・殿上等訴状「一、当社神宮寺浄土院仏閣等任先例可被修造事」項に記載されている寺院や堂塔の中で史料①の中に記載されていないものは二王堂と鐘楼のみである。以上のことを踏まえると史料①は史料③よりも暦応二年（一三三九年）十一月 日付大隅正八幡宮講衆・殿上等訴状が作成された頃の大隅正八幡宮の状態を示していると考えられる。

南北朝時代初期暦応二年（一三三九年）時点で大隅正八幡宮神宮寺であった浄土院は、鎌倉後期文永七年（一二七〇年）に建立されたといわれている⁽¹⁰⁾。故に浄土院が文永七年（一二七〇年）に建立されたことが事実であるとすれば、史料③が作成された時期は文永七年（一二七〇年）以前であると考えられる。史料①が作成された時期は、本稿における内容を考察した結果文永七年（一二七〇年）以降の暦応二年（一三三九年）に近い時期ではないかと考えられる。

史料①は暦応二年（一三三九年）十一月 日付大隅正八幡宮講衆・殿上等訴状の後に付せられているところを見ると、暦応二年（一三三九年）十一月大隅正八幡宮講衆・殿上等が訴状を

本家石清水八幡宮⁽¹¹⁾に提出する際大隅正八幡宮において行われていた仏神事について説明するために、石清水八幡宮に対して大隅正八幡宮祭神の本地仏や境内・境外末社、神宮寺等について注進したものと考えられる。大隅正八幡宮の沿革・状態を示しながら仏神事が退転しかねない危機的な状態を、大隅正八幡宮殿上・講衆等の社僧達は本家石清水八幡宮に訴えたと考えられる。

終わりに

本稿では、『桑幡家文書』所収「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」について内容を考察し、内容的には南北朝初期頃の大隅正八幡宮における祭神本地仏や境内・境外末社や神宮寺等を示していると考えられることを解明した。今迄私は、「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」を大隅正八幡宮の実態を知る上で貴重な史料として使用してきたが、記載内容がどの時期の大隅正八幡宮を表すものか、またいつ頃作成されたかについてあまり考慮してこなかった。今回「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」を自分なりに考察し、記述された内容の時期や作成事情について考察したことを踏まえて今後「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」を大隅正八幡宮を分析する史料として大いに活用していきたい。

(付記) 本稿は丹羽謙治氏を代表とする科学研究費補助金(基盤研究(B))「鹿児島県歴史資料の防災ネットワークの構築」の一環として、鹿児島県霧島市隼人町にある霧島市隼人歴史民俗資料館蔵の桑幡家文書を調査し写真撮影した。その結果写真撮影した桑幡家文書に収められた「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」について検討を加えた。従って本稿は、科学研究費補助金(基盤研究(B))「鹿児島県歴史資料の防災ネットワークの構築」の成果の一部である。

- (1) 五味克夫「大隅国正八幡宮社家小考」(竹内理三博士古稀記念会編『続荘園制と武家社会』(吉川弘文館, 昭和五十三年))。
- (2) 三ッ石友三郎「桑幡文書」(『隼人町郷土史研究会誌』三, 昭和三十四年), 十九頁～二十一頁, 三ッ石友三郎・鹿児島県隼人町編『(合併三十周年記念事業)隼人郷土史』(隼人町, 昭和六十年), VI, 参考資料編, 四百二十一頁～四百二十三頁, 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ十』(鹿児島県, 平成十七年), 桑幡家文書, 百五十八頁～百五十九頁。猶この史料は香川大学教育学部教授田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (3) 「年月日不詳大隅正八幡宮神社次第」については、田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (4) 拙稿「諸国一宮制の成立と展開—大隅国正八幡宮の場合—」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』(吉川弘文館, 平成二年)), 同「荘園公領制の形成過程に関する一考察—大隅国の場合—」(『熊本史学』六十八・六十九, 平成四年), 同「大隅国における国

一宮の形成過程に関する一考察」（『年報中世史研究』三十一，平成十八年），同「大隅国における建久凶田帳体制の成立過程」（『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』六十，平成二十一年），同「大隅国正八幡宮領の形成過程—大隅国の事例を中心に—」（『古代文化』六十六—二，平成二十六年）等。

- (5) 本稿で史料引用する場合は，正字体・新字体で統一する。
- (6) 三ッ石友三郎「桑幡文書」（『隼人町郷土史研究会誌』三），二十八頁，三ッ石友三郎・鹿児島県隼人町編『（合併三十周年記念事業）隼人郷土史』，五百四十三頁～五百四十四頁。鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ十』，桑幡家文書，百六十三頁～百六十四頁。猶この史料は田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (7) 石清水八幡宮編『石清水八幡宮史 史料第六輯』（続群書類従完成会，平成七年復刊），二百四頁～二百七頁。『石清水八幡宮文書外 筑波大学所蔵文書（下）』（続群書類従完成会，平成十一年），八十一頁～八十四頁。猶本文書は以前筑波大学附属図書館に史料調査，写真撮影を行った。本稿では撮影した写真をも参照している。
- (8) 本文書については，拙稿「年月日不詳大隅国正八幡宮所領目録断簡について」（『舊記雑録』二十四，平成十五年）を参照。
- (9) 三ッ石友三郎「桑幡文書（続）」（『隼人町郷土史研究会誌』三），十三頁～十四頁，三ッ石友三郎・鹿児島県隼人町編『（合併三十周年記念事業）隼人郷土史』，VI，参考資料編，四百十七頁～四百十八頁。鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ十』，桑幡家文書，百五十四頁。この史料は田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (10) 『大隅鹿児島神社旧記写』（紀元二千六百年鹿児島県奉祝会，昭和十四年），十七頁。猶この史料は田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (11) 田中健二「宇佐弥勒寺領における荘園制的関係（一）一本家について」（『九州史学』七十五，昭和五十七年）。

